

静岡労働局発表平成26年11月11日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室 (電話)054-254-6315

## 平成26年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について - 6件の産業別最低賃金の改正決定-

静岡労働局(局長 柳瀬 倫朗)は6件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会(会長 居城 舜子)からの答申に基づき、下表のとおり決定し、本日(11月11日)までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月13日に効力が発生する。

## 【静岡県産業別最低賃金改正一覧表】

▲ 所門不住未別取 間更並以正 見				
最低賃金の名称(産業名)	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上げ額	効力発生 予定日
パルプ・紙・加工紙製造業	772円	758円	14円	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・ 工業用ゴム製品製造業	8 1 9円	807円	12円	
<b>鉄鋼、非鉄金属製造業</b>	852円	839円	13円	平成 26 年
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機 械器具、輸送用機械器具製造業	864円	851円	13円	12月13日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業	836円	823円	13円	
各種商品小売業	8 1 0 円	799円	11円	

(参考) 静岡県最低賃金は10月5日から765円に改正されている。